

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	東住吉区地域活動活性化促進事業（東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業）	その他	大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体 一般財団法人大阪市コミュニティ協会	7,369,999円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成29年度東住吉区高校生企業交流事業業務委託	その他	N P O法人 J A E	1,961,580円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成29年度東住吉区小学生英語交流事業業務委託	その他	株式会社シェーンコーポレーション	3,599,910円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	平成29年度東住吉区中学生海外派遣事業業務委託	その他	日通旅行株式会社	4,829,250円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	東住吉区地域福祉サポート事業業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会	17,383,000円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	東住吉区子育て力アップキャッチ&フォロー事業業務委託	その他	特定非営利活動法人ハートフレンド	2,456,000円	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	空家利活用の促進に関する調査業務委託	その他	株式会社ブレインファーム	1,857,600円	平成29年5月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	平成29年度東住吉区芸術文化青少年育成事業業務委託	その他	いけばなインターナショナル大阪支部	1,350,000円	平成29年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
9	平成29年度東住吉区人権啓発推進事業（人権講演会及び人権啓発イベント）	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	1,249,996円	平成29年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
10	東住吉区南部地域スポーツ施設賃貸料算出のための不動産鑑定評価業務	その他	株式会社谷澤総合鑑定所	1,112,400円	平成29年12月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
11	大阪市東住吉区役所住民情報業務等委託	その他	株式会社 ジェイエスキューブ	170,766,208円	平成30年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体  
一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要である。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

大阪市コミュニティ協会・地域計画研究所共同体一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度東住吉区高校生英語交流事業

2 契約の相手方

NPO法人JAE

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

NPO法人JAEは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度東住吉区小学生英語交流事業

2 契約の相手方

株式会社シェーンコーポレーション

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

株式会社シェーンコーポレーションは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度東住吉区中学生英語交流事業

2 契約の相手方

日通旅行株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

日通旅行株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

## 随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務を実施するには、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源と連携して、地域福祉の推進に必要な個人情報適切に利用し、積極的に関係機関と共有することが求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区子育て力アップ「キャッチ&フォロー」事業

2 契約の相手方

特定非営利法人ハートフレンド

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで子育てのしづらさを抱えている親子等の居場所を作り、前向きに楽しく子育てができる養育者を増やすことを目的としている。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

特定非営利法人ハートフレンドは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9733）

## 随意契約理由書

1 案件名称

空家利活用の促進に関する調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社ブレインファーム

3 随意契約理由

本業務を実施するにあたっては、主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持つ事業者等が年間の各行事を通し、東住吉モデルの提案や実証実験、業者等への意向把握調査等において本区役所を支援する必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けられることができる。

株式会社ブレインファームは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区政策推進課(電話番号 06-4399-9916)



随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度東住吉区芸術文化青少年育成事業業務委託

2 契約の相手方

いけばなインターナショナル大阪支部

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

いけばなインターナショナル大阪支部は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区区民企画課(電話番号 06-4399-9908)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区区民企画課(電話番号 06-4399-9908)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区南部地域スポーツ施設賃貸料算出のための不動産鑑定評価業務

2 契約の相手方

株式会社谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共工事に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ないため、競争入札には適さない。そのため、入札は行わずくじ引きにより業者を選定した。

参加業者を公募し、くじ引きを行った結果、当選した上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社 ジェイエスキューブ

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資格・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社 ジェイエスキューブは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区窓口サービス課(電話番号 06-4399-9963)